⑶　作業員の放射線障害防止対策

除染等の措置等の実施に際しては、除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のため、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」及び「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」を遵守する。

⑷　除染作業の管理監督の徹底

除染等の措置等を適切に実施するために、事業者の施工責任の徹底を図るとともに、監督体制等を強化し、さらに幅広い管理の仕組みを構築する。

⑸　特別地域内除染実施計画の見直し等

本計画に基づく取組を着実に進めるため、除染等の措置の作業の進捗状況について定期的に点検を行う。その結果必要と認められる場合又は本計画策定後に新たに避難指示区域の設定や見直しが行われた場合、技術的知見が著しく進展した場合等には、本計画の見直しを実施し、特措法第29条に沿って本計画を変更する等適切な措置を講ずることとする。

また、基本方針に掲げる長期的目標として追加被ばく線量が年間１ミリシーベルト以下となることを目指し、除染等の措置等の結果について点検・評価し、本計画期間終了以降の対応方策について富岡町と共に検討した上で、平成26年度以降において適切な措置を講ずることとする。

農用地と森林については、「３．⑵除染等の措置等に関する方法」で述べる検討結果を踏まえ、対応方策を検討する。

[1] 本計画において、以下のとおり用語を定義する。

①　「除染等の措置」とは、事故由来放射性物質により汚染された土壌、草木、工作物等について講ずる当該汚染に係る土壌、落葉及び落枝、水路等に堆積した汚泥等の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置をいう。

②　「除去土壌」とは、特措法第25条第１項に規定する除染特別地域に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた土壌をいう。

③　「除染等の措置等」とは、除染等の措置並びに除去土壌の収集、運搬、保管及び処分をいう。

[2] 基本方針における目標は以下のとおりである。

①　自然被ばく線量及び医療被ばく線量を除いた被ばく線量（以下「追加被ばく線量」という。）が年間20ミリシーベルト以上である地域については、当該地域を段階的かつ迅速に縮小することを目指すものとする。ただし、線量が特に高い地域については、長期的な取組が必要となることに留意が必要である。

この目標については、土壌等の除染等の措置の効果、モデル事業の結果等を踏まえて、今後、具体的な目標を設定するものとする。

②　追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満である地域については、次の目標を目指すものとする。

ア　長期的な目標として追加被ばく線量が年間１ミリシーベルト以下となること。

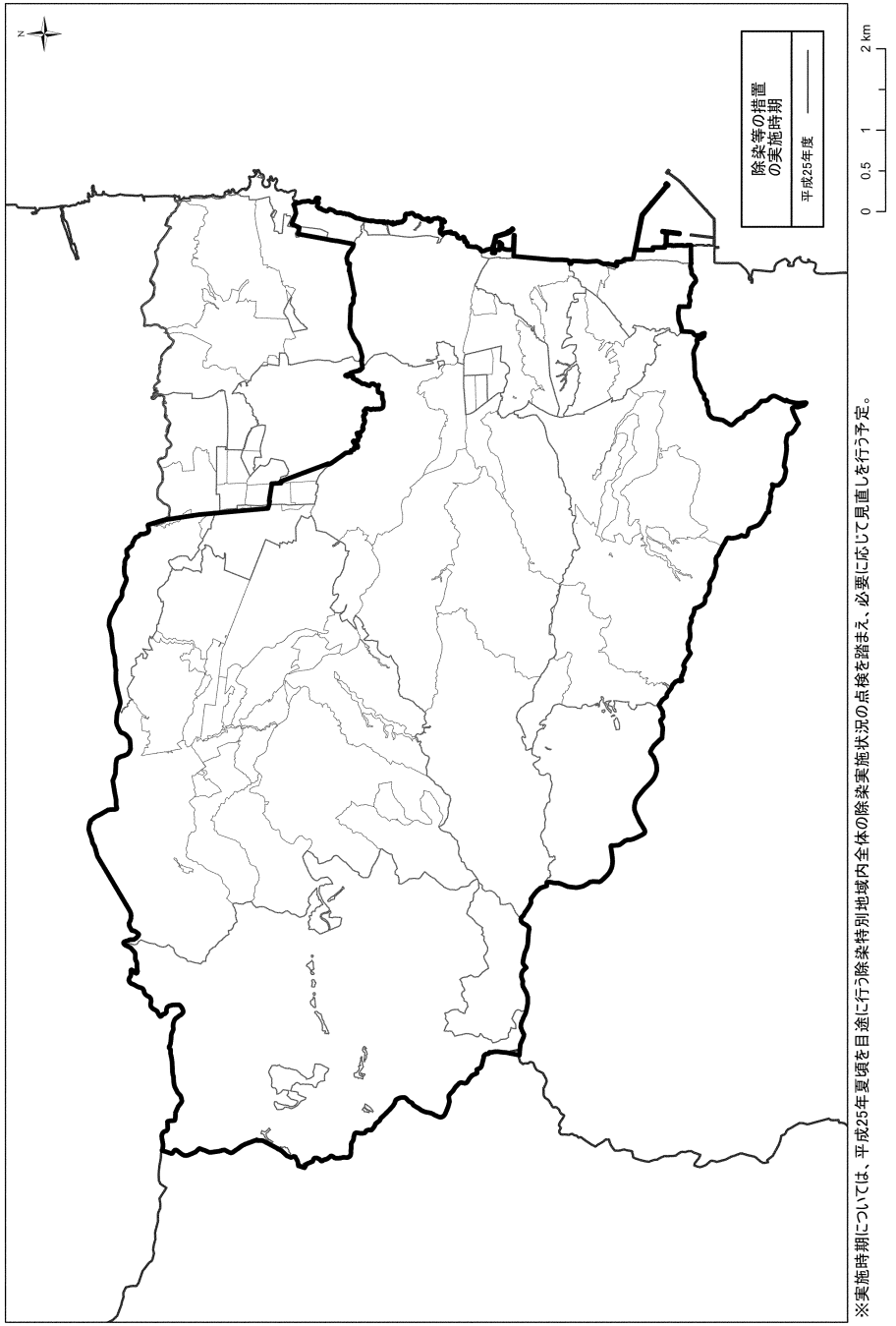
イ　平成25年８月末までに、一般公衆の年間追加被ばく線量を平成23年８月末と比べて、放射性物質の物理的減衰等を含めて約50％減少した状態を実現すること。

ウ　子どもが安心して生活できる環境を取り戻すことが重要であり、学校、公園など子どもの生活環境を優先的に除染することによって、平成25年８月末までに、子どもの年間追加被ばく線量が平成23年８月末と比べて、放射性物質の物理的減衰等を含めて約60％減少した状態を実現すること。

[3] 基本方針における上記の線量は平成23年８月末時点における追加被ばく線量であるのに対し、本計画における線量は平成24年３月末時点又は平成26年３月末時点における年間積算線量である。なお、20ミリシーベルト近傍では、年間追加被ばく線量と年間積算線量との間に大きな相異はない。

[4] 中間貯蔵施設については、地方公共団体や住民の理解を得つつ、仮置場への本格搬入開始から３年程度を目途として供用開始する。

図




※実施時期については、平成25年夏頃を目途に行う除染特別地域内全体の除染実施状況の点検を踏まえ、必要に応じて見直しを行う予定。